

全国消費実態調査

9月から11月までで実施

昭和54年9, 10, 11月



全国消費実態調査

ことしの九月から十一月までの三か月間にわたり、昭和五十四年全国消費実態調査が実施されます。全国消費実態調査は、国民の暮らし向きを家計の面

豊かな暮らしの基礎づくり

共団体が行う経済・社会政策・福祉行政・消費者行政など消費者の生活に関する政策や行政を進めていくうえで欠かすことのできない統計を作るため、全国から抽出された約五万三千世帯に九月から十一月までの三か月間家計簿をつけていただくことになっています。七月下旬から八月下旬の間、調査の準備のため下記地域にお住まいのすべての世帯を訪問して、世帯主の「氏名」や「職業」などをおたずねしますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

後日、統計上の一定の方法によって選ばれた御家庭には調査員が再度おたずねして、家計簿の記入をお願いします。

- 調査地域
- (1) 寺戸町 中野・西野・西野辺の一部と古城
 - (2) 森本町 野田・上町田・春日井の一部と東ノ口・小柳・高田・佃・成亥
 - (3) 鶏冠井町 八ノ坪一部と馬司・七反田・西金村
- お問い合わせ 企画課 内線二七七

下京社会保険 事務所が移転

下京社会保険事務所は、庁舎新築工事のため、六月三十日から左記の仮庁舎で業務を行っています。ご注意ください。

〒601 京都市南区西九条南田町22-3
電話六七二〇一四一

困りごと相談

あらゆる困りごとに、各機関の専門家が相談に応じます。

▷とき 7月24日(火) 午前10時～午後3時
▷ところ 向日市民会館

こんちわ

笹の葉サーラ のきはにゆれる お星さまキキラキラ……

七月七日は「七夕さま」 牽牛と織姫が一年に一度「天の川」でデートするといふロマンチックなお話。

市内の各保育所では、この日一斉に「七夕祭」が行われました。大きな笹の木に「元気に育ちますように」と「賢くなりますように」など、思い思いの願いごとを短冊に託し、枝にひとつひとつとつっていく風景は昔と変わらぬ風情が感じられます。

◇「お星さま、どうかわたしの願いをかえてください」と、小さな手で祈りながら。

夏季大掃除を実施します

夏季大掃除を次の日程で行います。隣近所おさそい合わせのうえ、必ず実施してください。

なお、当日雨天になった地域は、次週の同じ曜日に、また事情により実施日にできない家庭は、実施日より前に完了してください。

◆ 注意事項 ◆

- ▷燃えるゴミは、収集日の午前8時までに必ず出してください。
- ▷燃えないゴミは、分別収集ステーションにきめられた日、きめられた時間、きめられた場所に出してください。
- ▷収集日以外には、絶対ゴミを出さないでください。隣近所が迷惑されますので。
- ▷大型ゴミ(冷蔵庫・自転車)などを出される場合は、有料扱いになりますので、事前に市環境衛生課までご連絡ください。
- ▷大型ゴミの収集は、8月下旬または9月上旬に予定しています。
- ▷お問い合わせ 環境衛生課 内線227

ポニーの学校

入校の申込みを受付

乙訓ポニーの学校では、十月からの通園児を募集します。

ポニーの学校は、知恵づきの遅れや言葉の遅れ、あるいは大人や友達とうまく関係がもてない、遊べないなど、発達にまつまつきを持つ就学前の幼児と保護者のための通園療育施設です。

学校では、子どもが成長発達していくための必要な援助を行い、また家庭での子どもへの接し方や心の持ち方などを考え合います。

現在、約六十名の子どもたちが週一～三回通園しています。

申込み要領は、次のとおりにお願いします。

申込み要領は、次のとおりにお願いします。

◆対象 市内在住の方
◆申込み期間 七月二十日(金)～八月十日(金)
◆申込み・お問い合わせ 保健予防課 内線二二三

お貸しします

車椅子と黄色い杖

協議会では、身体に障害のある方、またお年寄りの方に「車椅子」や「黄色い杖」の貸出しを行っています。

貸出し要領は次のとおりです。どうぞご利用下さい。

- ◆車椅子 貸出し台数 2台
- ◆貸出し対象 身体に障害があり通院または散歩などに車椅子を必要とされる方
- ◆黄色い杖 貸出し本数 10本
- ◆貸出し対象 60歳以上の方で杖の必要な方、または身体障害者の方でご利用の方
- ◆申込み方法 印鑑を持参のうえ、社会福祉協議会(市民会館3階)へお申込みください。なお、貸出しは先着順となっております。
- ◆お問い合わせ 社会福祉協議会 電話九三二一九六〇

市役所の電話番号は……

九三二一

市長と話す日

日頃市長と話す機会のない人にも、直接市長が要望や相談に応じます。

▷とき 7月21日(土) 午前10時～正午
▷ところ 市民相談室

排水設備工事 資格試験を実施

責任技術者と技術者

給水工事

市では、市の公共下水道が必要です。また給水工事公設業者の資格条件である給水工事の責任技術者および技術者の資格試験も次のとおり実施します。

排水設備工事責任技術者および技術者資格試験

◆講習日時・場所

▽責任技術者 7月27日(金) 午前9時～午後4時

▽技術者 8月3日(金) 午後1時30分～4時30分(筆記) 市民会館

◆試験科目

▽責任技術者 (1) 下水道関係法規 (2) 衛生工学 (3) 下水道設計実技

▽技術者 (1) 下水道関係法規 (2) 衛生工学 (3) 下水道に関する一般的な知識 (4) 工事についての実技試験は除く

◆受験手続き

市所定の受験申込書を受験通知書に必要事項を記入のうえ、7月16日から23日

日(月) 午前9時～正午(筆記)

建設産業部下水道課 内線二五八

◆お問い合わせ

建設産業部下水道課 内線二五八

◆責任技術者 8月7日(火) 午前9時30分～11時30分(実技) 午後1時30分～3時30分(実技)

◆試験科目

▽責任技術者 (1) 下水道法規 (2) 給水工学 (3) 給水装置設計実技

▽技術者 (1) 下水道法規 (2) 給水工学 (3) 給水装置設計実技

◆受験手続き

市所定の受験申込書を受験通知書に必要事項を記入のうえ、7月16日から23日の間に水道部監理課へ提出してください。

◆お問い合わせ 水道部監理課 内線三三七

市役所の電話番号は……

九三二一

(別表1) 受験資格

責任技術者	①高等学校(旧制中学を含む)以上の学校を卒業したものであって、衛生工学に関する学識を修められた者またはこれと同等の学識を有する者として認められる者で卒業後2年以上排水設備工事に従事した経験のある者。 ②公共下水道事業を営営する公共団体において3年以上排水設備工事の設計および施行に従事した経験を有する者。 ③引き続き5年以上排水設備工事の設計および施行に従事した経験を有する者。
技術者	①高等学校以上の学校を卒業したものであって、卒業後1年以上排水設備工事に従事した経験のある者。 ②3年以上排水設備工事に従事した経験のある者(昭和44年法律第64号)による公共職業訓練または認定職業訓練の配管工の教科を修了した者。
備考	責任技術者および技術者の受験資格は上記の各号の一に該当する者とする。

(別表2) 受験資格

責任技術者	①学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧制中等学校を含む)以下(同じ)以上の学校を卒業した方で、卒業後2年以上給水装置工事に従事した経験のある者。 ②水道事業を営営する公共団体で3年以上給水装置工事に従事した経験のある者。 ③引き続き5年以上給水装置工事に従事した経験のある者。
技術者	①高等学校以上の学校を卒業した方で、卒業後1年以上給水装置工事に従事した経験のある者。 ②3年以上給水装置工事に従事した経験のある者(昭和44年法律第64号)による公共職業訓練または認定職業訓練の配管工の教科を修了した方。

夏季大掃除を実施します

月日	実施地域
7月16日(月)	向日合全、寺戸町の内(田中種、二枚田、永田、大牧住宅、八反田、三ノ坪の一部、石田)
7月17日(火)	鶏冠井町全、向日町全
7月18日(水)	寺戸町阪急東側の地域
7月22日(日)	寺戸町阪急西側の地域(田中種、二枚田、永田、大牧住宅、八反田、三ノ坪の一部、石田は除く)
7月23日(月)	物集女町全、森本町全
7月24日(火)	上槇野町全、西向日全